

## ドラッグストアモリ亶理逢隈店の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社ドラッグストアモリ
- 2 届出年月日 令和2年9月7日
- 3 店舗の名称 ドラッグストアモリ亶理逢隈店
- 4 店舗設置者 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 5 店舗所在地 亶理郡亶理町逢隈高屋字柴北166番1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社くすりのベル	1,495㎡	食料品, 医薬化粧品, 住・生活関連用品等
計	1,495㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和3年5月8日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 68台 (指針による必要台数: 58台)
- (2) 駐輪場の収容台数 16台 (指針による参考台数: 43台)
- (3) 荷さばき施設の面積 50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.39 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 6.96 m<sup>3</sup>)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 24時間
- 10 事務手続き等
- ・公告年月日 令和2年9月23日
  - ・縦覧期間 公告の日から令和3年1月25日まで  
(公告の日から4か月間)
  - ・地元説明会 令和2年10月21日
  - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和3年1月6日

- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 3年 1月25日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 3年 5月 7日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和2年10月21日（水）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	亶理町中央公民館 亶理郡亶理町字旧館61番地22
出席人数	2名
質問事項	なし

## 亶理町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>騒音</p> <p>騒音問題への一般的対策で、夜間発生の騒音レベル最大値が基準値を超過するが、周辺に保全対象となる建物がないため、特になしとのことである。</p> <p>岩地蔵排水路西側の農地は農業振興地域内の白地であり、農地転用可能な区域となっている。そのことから今後、開発によって居住者が出てきた場合、店舗から最も近い民家が出てくる可能性がある。</p> <p>将来そのようになったとし、居住者から町へ苦情があった場合、報告、相談をさせていただくことや、協力依頼することがあるので、ご了解いただきたい。</p>	<p>将来、隣接地に住居等が立地し、店舗から発生する騒音により苦情等を受けた際には、発生源対策を含め誠意を持って対応いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>廃棄物</p> <p>廃棄物の処理について、毎日収集業者へ処分委託されるので、収集業者と十分な打合せをされ、廃棄物の適正処理に努めていただくようお願いしたい。</p>	<p>運搬予定業者等処理業者が決定次第、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するために情報の提供を行い、極力資源化が図れるよう協力を要請いたします。また、廃棄物が大量に生じる時期については、必要に応じて業者に連絡し回収頻度を増やすなど、適切に処理をいたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>街並みづくり</p> <p>屋外照明・広告塔照明の計画と光害対策で、屋外照明、広告塔照明の配置が未定となっている。今後、計画及び設置にあたっては、十分な光害対策を講じるようお願いしたい。</p>	<p>周辺近隣に対して光害を発生させないよう照明の配置や方向、光源の種類には十分に配慮いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>その他</p> <p>町民より想定外の苦情が町へ申し出される場合がある。その際は報告、相談をさせていただくことや、協力依頼することがあるので、ご了解いただきたい。</p>	<p>了解しました。</p> <p>→県の意見は不要</p>

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社ドラッグストアモリ	
届出年月日	令和2年9月7日	
店舗名称	ドラッグストアモリ互理逢隈店	
所在地	互理郡互理町逢隈高屋字柴北166番1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	騒音対策として実施することとしている搬入車両の徐行運転を徹底願います。また、夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	